

# 11月

KOHO OWANI

平成24年 第610号

# おおわに 広報大鰐

HEALTHY・COLORFUL・BRIGHT TOWN

健やか・彩り・輝きのまち

大鰐町ホームページアドレス <http://www.town.owani.lg.jp>

青森県  
大鰐町  
広報誌



子ども会育成連合会「かかし作り」に挑戦(9月16日・鰐come)

## 「かかしも大忙し」

今年は暑い夏で  
稲穂も重そうに頭を垂れ  
台風の接近も無く  
久しい出来秋に  
かかしも大忙し



大鰐小学校防災訓練(9月21日・大鰐小グラウンド)

Topics  
**話題**

## 第8回大鰐町長寿福祉祭

町主催の第8回大鰐町長寿福祉祭が9月11日、町総合福祉センターで75歳以上の高齢者や関係者、総勢450名程参加して行なわれました。

105歳の増田勢さん、大鰐6A(541名)うち90歳到達者は37名と、金婚に達した夫婦8組に顕彰状や記念品が贈られました。

このほか、蔵館保育園の園児が花束とお祝いのごちを贈り、藤田果帆さん(蔵小4年)、山崎未空さん(大鰐二小6年)が敬老作文を発表。アトラクションでは、蔵館保育園園児による一輪車の演技などを楽しみました。



## 黒石地区交通安全大会開催

黒石地区交通安全大会が9月20日、町総合福祉センターで開催されました。

主催者を代表して、黒石地区交通安全協会の木村藤代会長が、常日頃の交通安全に対する関係皆様方のご尽力に感謝する。7月に街頭指導を強化したが、直後の8月に3件目の死亡事故が発生した。気を引き締めて、今後も活動を続けていきたいと思います」と挨拶。

この後、優良運転者72名、退任交通指導隊員6名に表彰状、感謝状が各々に贈られました。また、交通安全の意見発表では、当町の成田元英氏が42年間の警察職として勤めた体験を通じて、「交通事故防止のために周囲の人に一声掛けることの大切さ」を呼び掛けていました。



意見発表する成田氏

## 就学前CAPWークシヨップ開催される



大鰐子育て赤ちゃんサークル(代表阿保香月)主催による「就学前CAPWークシヨップ」が、9月18日にスタートしました。

未就学児童が、いじめ、誘拐、虐待、性暴力などといったさまざまな暴力から自らを守り、保護者、教職員、地域の大人の方々が子どもたちをどのように見守り、支えていくかを学ぼうというものです。

この事業は、「宝くじコミュニケーション」助成事業、青少年育成事業の助成を受けて実施されたもので、町内の保育所や幼稚



園の園児・保護者・職員などを対象として各会場で行なわれました。

9月18日の大鰐保育園の年長組を対象として行なわれたワークシヨップでは、講師の石附幸子氏「CAPTAトレニングディレクター」が、みんなには安心、自信、自由の権利がある。権利が脅かされそうになったら、友達の力を借りたり、大人に相談しよう」と、語っていました。

## 教育委員に竹内初男氏

竹内初男氏が9月18日、議会の同意を得て、欠員となっていた教育委員に任命されました。竹内氏は、昭和21年生まれで、昭和44年に法政大学工学部を卒業され、平成15年に青森県立十和田工業高等学校、平成16年に青森県立弘前工業高等学校の校長を歴任され、平成19年退職。



教育委員に竹内初男氏

# T o w n 町の

## 第12回「ちどり あし祭」開催

大鰐温泉商店会主催の「ちどりあし祭」が9月21日、約330名の参加者を集めて行なわれました。

この催しは、飲食店街の活性化にと企画されてから今年で12回目を数えます。

参加者は、スタンブカード形式のルートカードを片手に、ほろ酔い気分で開催会場に戻り、くじを引いては一喜一憂していました。

今年の1等賞(自転車)は、長利直美さん(ニツ目内)が見事引き当て、4回ほど参加しています。子どもにも素敵なプレゼントができました」と、満面の笑みで喜びを語っていました。



見事1等賞を引き当て、大喜びの長利さん

## かかし作り スポレクに 挑戦



大鰐町子ども会育成連合会(会長田中大生)が9月16日、町中央公民館で恒例のかかし作りやスポーツレクリエーションを行ない、会員、親子の親睦を深めていました。

かかしは持ち寄った古着などを使得って、アニメのキャラクターなど10体を製作し、30日前に設置しました。

また、この日は(財)自治総合センターの平成24年度コミュニケーション助成事業宝くじの社



会貢献広報事業)として実施した、ドッジビー(布製のフライングディスク使用)などのスポーツレクリエーションを楽しみ参加者らは心地良い汗をかいていました。

## 大鰐観光りんご園 オープン

大鰐観光りんご園協議会会長山田敏彦の大鰐観光りんご園が9月5日にシーズンオープンとなり、町の商工・観光関係者を招いてテープカットで開園を祝いました。



関係者による開園のテープカット

この日は会員の原子一行さんの園地で行なわれ、山田会長は、今年は冬の豪雪などの厳しい条件下での生産となりましたが、無事開園を迎えることができました。今日は蔵館保育園児を招いて、もぎ取り体験も予定しています。多くの方の来園をお待ちしています」と、語っていました。

観光園は11月中旬ごろまで予定され、入園料は大人300円からで、りんご2個と試食付となっております。各農園のお問い合わせ先は次のとおりです。

【大鰐観光りんご園協議会】

- |       |            |       |        |
|-------|------------|-------|--------|
| 山田 薫園 | ☎ 050 3518 | 山田梅雄園 | ☎ 9277 |
|       |            | 原子一行園 | ☎ 3717 |
|       |            | 原子茂富園 | ☎ 3707 |
|       |            | 山田敏彦園 | ☎ 4569 |
|       |            |       | ☎ 3751 |



もぎ取り体験に大喜びの蔵館保育園児

# インフルエンザ予防接種費用助成のお知らせ

町では下記のとおり、予防接種法に基づき、65歳以上の方等を対象に、インフルエンザ接種費用の一部を公費負担します。

接種を希望される方は、医療機関への予約が必要です。直接医療機関へお問い合わせください。

- 1 .接種対象者 大鰐町に住所がある方
- 2 .助成対象者 65歳以上の方 60歳以上64歳以下であって心臓、じん臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳1級に相当する方。 身体障害者手帳を持参すること
- 3 .接種料金 医療機関ごとに異なります。各医療機関へお問い合わせ下さい。
- 4 .助成額 2,000円(1人につき1回のみ) 接種

料金が助成額を超える場合は、自己負担になりますので、医療機関にてお支払下さい。接種料金が助成額を超えない場合は、接種料金が助成額になります。

5 .接種医療機関 町内医療機関及び南黒医師会(黒石市・平川市・田舎館村・藤崎町)のほとんどの医療機関で実施できます。事前予約が必要です。

【町内医療機関】 えば医院☎48 - 5575 おおわに内科クリニック☎47 - 7111 小山内医院☎48 - 2415 ゆのかわら医院☎47 - 6611 町立大鰐病院☎48 - 2211

6 .接種期間 平成24年11月1日～平成25年1月31日

7 .持参するもの 住所がわかるもの(健康保険証・免許証など)

## 4種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ) ワクチン接種についてのお知らせ

～平成24年11月から4種混合ワクチン接種開始～

予防接種法の改正により、平成24年11月1日から、新たに4種混合ワクチンの接種を始めます。

対象となるお子さんは、平成24年11月1日の時点で、まだポリオ(生ワクチンまたは不活化ワクチン)及び三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)のいずれの予防接種も1度も接種されていない方です。対象になる方には、予診票と合わせて個別通知いたしました。

なお、接種に関しては、下記の医療機関に事前予約して接種くださるようお願いいたします。

- 1 .対象者 生後3ヶ月から7歳6ヶ月未満のお子さん
- 2 .医療機関 小山内医院☎48 - 2415 おおわに内科クリニック☎47 - 7111 ゆのかわら医院☎47 - 6611 町立大鰐病院☎48 - 2211

3 .接種費用 無料

4 .接種回数 4種混合ワクチンは、計4回接種になります。

5 .接種間隔

【1期初回接種】 20日から56日までの間隔をにおいて3回接種

【1期追加接種】 初回接種終了後6ヶ月以上の間隔をにおいて1回接種(標準的な追加接種の時期は、初回接種終了後12ヶ月から18ヶ月に達するまでの期間です)

6 .持ち物 4種混合ワクチン接種予診票、母子健康手帳

7 .その他 町外のかかりつけ医での予防接種(広域予防接種)は、12月上旬開始予定となっています。

希望する場合は、必ず保健福祉課までご連絡ください。

# 大鰐町障害者虐待防止センター を開設しました

障害者虐待防止法が平成24年10月1日より施行されました。

この法律は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぎ、障害者の安定した生活や社会参加を助けていくことを目的とし、何人も、障害者に対し、虐待をしてはならないと定めています。もしも、障害者に対し、虐待を発見したときのために、大鰐町では、障害者虐待に関する通報や相談の窓口として、保健福祉課福祉係内に、大鰐町障害者虐待防止センターを設置しました。

○障害者虐待とは？  
・養護者による虐待／障害者の身辺の世話や介護・金銭の管理などをしていいる家族・親族・同居者による虐待  
・障害者福祉施設従事者等による虐待／障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所の職員による虐待  
・使用者による虐待／障害者を雇用している事業主などによる虐待

## ○虐待の種類

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任、経済的虐待  
いずれの場合も虐待をしている側の自覚、虐待されている障害者本人の自覚は問いません。

虐待を受けたと思われる障害者を発見した方には、市町村の窓口への通報が義務付けられています。発見した方は、ひとりで抱え込まず、すみやかに大鰐町障害者虐待防止センターに通報・届出してください。

○障害者の虐待に関する通報、届出

大鰐町障害者虐待防止センター（町保健福祉課 番窓口）  
☎ 48 2111 内線310（嘉瀬）  
FAX 47 6742

平日夜間および土曜日、日曜日、休日の場合は、電話での受付となります。また、現に暴行があるなど緊急に保護が必要な場合は110番、重篤な傷病がある場合は119番通報してください。

# もの忘れ検診と 認知症予防教室 を実施します



この検診は、脳が健康であるかどうかの手がかりをつかむために、パソコンの質問に答えたり、検査員が簡単な質問をするものです。

この検査の結果、専門医の詳しい検査(有料)が必要になる場合があります。

また、予防教室への参加が必要と思われる方には、あらためて教室のご案内をいたします。過去に検査を受けたことのある方も、是非お受けください。

対象者 65歳以上の方  
料金 無料  
期日 平成24年12月3日(月)・4日(火)  
場所 大鰐町総合福祉センター  
募集人数 100名  
申込み 11月22日(木)まで

申し込み問合せは  
町保健福祉課地域包括支援係  
☎ 48 2111 内線331・333

32・333

## 『認知症サポーター養成講座』開催希望者及び受講者募集!!

認知症になっても安心して暮らせる町づくりには、たくさんの「認知症サポーター」が必要です。

「認知症サポーター」とは、認知症の方に対して特別なことをする人ではありません。

この養成講座では、認知症を正しく理解するために、1時間程度のお話を聞いていただき、認知症の方や家族を温かく見守る応援者となります。

町では認知症サポーターがまだまだ必要です。

そこで、サポーターになるための講座開催を希望する企業・団体などを随時募集していますので、お気軽にお問い合わせください。

受講対象者 保健福祉課日より

小学生以上の方(企業・団体・公共サービス機関・商店街・老人クラブ・ボランティア・学校関係・地域住民の集まりなど、できるだけ5名以上)

開催日 原則平日で、希望される日  
(日程調整のため希望日の1ヶ月前までの申込み)

開催場所 希望される場所(講師が出張します)

時間 60~90分程度

申込先 町保健福祉課地域包括支援係

開催に要する費用 無料

また、今後、大鰐町民を対象に講座を開催いたします。日程が決まりしだい、町ホームページや広報などでお知らせしますので、是非、ご参加ください。

詳しくは 町保健福祉課 地域包括支援係

☎48 - 2111内線331・333(澤田・小野)

平成24年度全国統一防火標語

消すまでは  
出ない 行かない 離れない



11月9日は「119番の日」

昭和62年から、全国一斉に毎年11月9日が「119番の日」として制定されました。

この機会に地域住民の皆さんに、消防の仕事や119番通報についての正しい知識と理解を深めていただき、防火・防災意識の高揚を図っています。火災や急病、ケガや交通事故等、目の前で災害が突然発生した場合、誰でも気が動転し興奮した状態になりがちです。一刻を争うときでも、あわてず・落ち着いて・正確に「119番通報できるように、町会や自治会またはお勤めの事業所等で実施する防災訓練時に、通報訓練を積極的に行い、正しい通報要領を身に着けましょう。

平成23年中の119番受付件数  
平成23年中に弘前地区消防事務組合管内弘前市・大鰐町・藤崎町・西目屋村・平川市の碓ヶ関地域)で受付した119番件数は、1万1,104件で一日に平均すると約30件、約47分に1件の割合で受付した事にな

ります。

119番通報のシステム  
弘前地区消防事務組合管内から加入(一般IP)電話や携帯、公衆電話等で通報すると、弘前市本町にある弘前消防本部4階の通信指令室に繋がります。そこから災害現場に最も近い消防署に出動指令が出されます。

注意！ 携帯電話からの通報は電波の状態によっては近隣の消防本部へ通報される場合があるので、市町村名から住所を話して下さい。管轄が違う場合は、災害現場の管轄消防本部へ転送されます。

IP電話からの通報  
インターネットの普及に伴い、家庭でのIP電話の設置数は年々上昇しています。当管内でも平成17年に81件であった119番通報が、23年には1,261件と6年で約16倍に増えています。

注意！ IP電話は停電時に緊急通報を含め、使用できなくなる場合があります。緊急時は携帯電話または近

くの公衆電話等を利用してください。

正しい通報要領

- ：通信員
- ：通報者
- 「救急の通報要領」
- ：はい、119番です。火事ですか救急ですか？
- ：救急です。具合が悪い人がいます。
- ：住所を教えてください。
- ：弘前市本町2の1。
- 株式会社です。
- ：何歳の方がどういう状態ですか？
- ：20歳の方が急に倒れて、現在意識がありません。(見た状態をできるだけ詳しく)

このように救急だけでなく、火災や救助も同様に住所を正確に聞かれたことに対し内容を詳しく教えて頂くことで出動までをスムーズにし、現場へ着く時間を短縮します。

注意！ 消防車または救急車は、住所が分かった時点で出動させています。その後更に詳しい情報を聴取していただきますので、「早く出せ！」等と興奮して怒鳴ったりせず、情報の

収集に協力をお願いします。



【119番は緊急電話です】  
119番は緊急通報専用の電話ですので、次のような場合には専用の電話番号がありませんのでご利用ください。  
火災等住所の問合せ  
災害情報テレホンガイド

☎33 9119

当番病院等の案内

☎32 3999

消防に関する問合せ

消防本部代表電話

☎32 5101

《お知らせ》

11月9日(金)10時～12時まで、通信指令室見学会を開催します。どなたでも見学できますので、ご希望の方はお問い合わせ下さい。

問合せは 弘前市大字本町2番地1 弘前消防本部通信指令課 ☎32 5101





「振り込め詐欺」等不審な電話にご注意！おかしいなと思ったら黒石警察署大鰐分庁舎まで

高齢者を交通事故から守ろう

この時期は、日没が早く、夕暮れから夜間にかけて高齢者の交通事故が多発する傾向にありますので、次のことを守りましょう。

高齢歩行者のみなさん

・道路を横断するときは、近くに横断歩道がある場合は必ず横断歩道を利用し、左右の安全を確かめてから横断しましょう。

信号機のあるところでは必ず信号を守りましょう。

・夜間に外出するときは、明るい色の服装や反射材が貼付されているものを着用しましょう。

自転車を利用する高齢者のみなさん

・夜間は、確実にライトを点灯しましょう。

・一時停止標識のあるところや見通しの悪いところでは、確実に止まって左右の安全を確かめましょう。

・自転車は原則「車道の左側を通行」ですが、70歳以上の高齢者の方は、歩道を通行することができます。

・歩道は歩行者優先ですので、歩道を通行する際は歩行者の通行を妨げないようにし、妨げるおそれがあるときは一時停止しましょう。

ドライバーのみなさん

・早めにライトを点灯し、自分の存在を示し、歩行者や自転車の姿を見落とさないようにしましょう。

・対向車や先行車がないときはライトを上向きにして走行し、危険を早期に発見し、交通事故を防ぎましょう。

・高齢者を見かけた場合は、スピードを落とすなど思いやりのある運転に努めましょう。

運転免許を自主返納した高齢者への支援について

青森県警察では、高齢等の理由で運転に不安を感じ、自主的に運転免許を返納した方に対し、県内の支援協賛店を通じて、タクシー運賃割引、利用料金割引、商品宅配サービス等の日常生活支援を実施しております。

この支援を受けるためには、自主的に運転免許を返納して運転経歴証明書の交付申請をしていただき、交付を受けた運転経歴証明書を県内の支援協賛店に提示してください。

なお、運転経歴証明書は、顔写真付きで身分証明書として使用することができます。

運転免許自主返納者支援事業

【支援を受けるまでの流れ】

運転免許を返納する。

「運転に不安がある方」「自主的に運転免許を返納」

運転経歴証明書の申請をし、交付を受ける。

支援協賛店に運転経歴証明書を提示する。

支援協賛店の支援を受けることができます。

犯罪被害者週間・犯罪被害給付制度をご存知ですか

1. 犯罪被害者週間

毎年11月25日から12月1日まで、犯罪被害者週間です。

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めることを目的に設定されたものです。

2. ご存知ですか？犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた被害者等に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、身体的打撃の緩和を図ろうとするものです。

【犯罪被害者等給付金の種類】

- ・遺族給付金・・・亡くなられたとき
- ・重傷病給付金・・・重傷病を負ったとき
- ・障害給付金・・・障害が残ったとき

指名手配被疑者の検挙にご協力を！

平成24年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者を始めとして、約900人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定した上で、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいるところです。

この指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、国民の皆さんの御協力が是非とも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。

黒石警察署大鰐分庁舎管内交通事故発生状況(平成24年9月末累計)

		大鰐分庁舎管内		大鰐町	
		24年	前年比	24年	前年比
人身事故	発生件数	25	1	19	0
	死者	0	- 1	0	0
	傷者	35	9	27	8
物件事故		123	- 3	87	- 2

経営健全化計画の完了について

【休養施設事業特別会計】

計画と具体的な措置の状況

平成21年度を計画初年度とし、平成23年度までに資金不足比率を経営健全化基準未満に改善するため、これまでの取組みを継続・強化するとともに、平成23年度においては以下の方策等を行いました。その結果、計画どおり経営の健全化が完了(会計廃止)しました。

1.経費の削減

今後新たな営業赤字を発生させないため、計画どおり平成22年4月からおおわに山荘の営業を休止しています。

2.一般会計等からの繰入の確保

平成21年度から23年度までの3年間で、一般会計からの繰入れにより資金不足を解消することとし(繰入予定総額464百万円)平成23年度においては76,126千円の繰入れを行いました。

資金不足解消の状況

(単位:千円)

区分	年度	H 21年度 (計画初年度)	H 22年度 (第 2 年度)	H 23年度 (第 3 年度)
	当初計画 A		31,751	64,053
解消実績額 B		30,193	272,001	23,762
現在計画 C			272,001	23,762
B - A 又は C - A		1,558	207,948	206,390
資金不足額		295,763	23,762	

資金不足比率の状況

(単位:%)

区分	年度	H 21年度 (計画初年度)	H 22年度 (第 2 年度)	H 23年度 (第 3 年度)	
		実績値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率		274.3			

平成22年度比率は、おおわに山荘の営業休止により事業規模が0(ゼロ)のため算定されません。

【温泉事業特別会計】

計画と具体的な措置の状況

平成21年度を計画初年度とし、平成24年度までに資金不足比率を経営健全化基準未満に改善するため、これまでの取組みを継続・強化するとともに、平成23年度においては以下の方策を行いました。その結果、計画額を36,749千円上回る101,587千円の資金不足額の解消が図られ、計画より1年前倒して経営の健全化が完了しました。

1.経費の削減

各種補助金等(原子燃料サイクル事業推進特別対策事業)の活用により、計画的な施設のメンテナンス等を実施し、維持管理費の抑制を図りました。

2.一般会計等からの繰入の確保

平成21年度から24年度までの4年間で、一般会計からの繰入れにより資金不足を解消することとし(繰入予定総額276百万円)平成23年度においては、計画額を34,000千円上回る99,000千円の繰入れを行いました。

資金不足解消の状況

(単位:千円)

区分	年度	H 21年度 (計画初年度)	H 22年度 (第 2 年度)	H 23年度 (第 3 年度)	H 24年度 (第 4 年度)
	当初計画 A		77,105	67,491	64,838
解消実績額 B		77,862	70,383	101,587	
現在計画 C			70,383	101,587	
B - A 又は C - A		757	2,892	36,749	
資金不足額		171,970	101,587		

資金不足比率の状況

(単位:%)

区分	年度	H 21年度 (計画初年度)	H 22年度 (第 2 年度)	H 23年度 (第 3 年度)		H 24年度 (第 4 年度)
		実績値	実績値	計画値	実績値	計画値
資金不足比率		962.2	823.3	349.2		

今後の経営の方針

収入増加策(料金改定や一般家庭供給の増など)及び支出削減策(計画的な施設メンテナンスや改修)等により「資金不足を発生させない経営の維持」に努めることとします。



# 「財政健全化計画」の実施状況及び「経営健全化計画」の完了について

総務課だより

大鰐町は、平成20年度決算による健全化判断比率のうち「将来負担比率」が早期健全化基準の350%を超えたことから、「財政健全化計画」を平成22年3月に策定しました。

平成23年度に、これまで町にとって大きな懸案となっていた大鰐地域総合開発株式会社(以下「OSK」という。)及び財団法人大鰐町開発公社(以下「開発公社」という。)の債務について、『OSK及び開発公社を清算し、第三セクター等改革推進債(以下「三セク債」という。)を財源として町が損失補償を履行する』ことで債務処理を計

画どおり実施しました。

結果、今後、実質公債費比率が健全化基準の25%を上回る見込みとなったため、上記の内容を反映させた形で財政健全化計画を変更し、計画期間を平成33年度までの13年間としたものです。

「財政健全化計画」の平成23年度の実施状況がまとまりましたのでお知らせします。

また、平成21年度に策定した休養施設事業と温泉事業の「経営健全化計画」が完了しましたので、併せてお知らせします。

## 財政健全化計画の実施状況について

### 具体的な措置の実施状況

実施状況の内容は、概ね計画どおりの実績となりました。

計画と比較し、地方交付税が増額となったことなどから、健全化判断比率は計画を上回って改善されました。

#### 1.歳入に関する事項

- (1)家庭ごみ収集の有料化(平成21年4月から家庭ごみ収集の有料化実施)
- (2)未利用財産の売却(旧保育所用地、旧町営住宅等用地の売却を平成22年度までに実施)
- (3)固定資産税の税率改正(平成23年度から計画どおり実施)

#### 2.歳出に関する事項

- (1)人件費の削減(採用凍結、給与等独自削減実施)
- (2)スキー場運営管理の見直し(平成22年度及び平成23年度、国際エリアのみ町直営で運営)

### 歳入及び歳出に関する計画の実施状況

(単位:百万円)

年度・効果額 項目	H22年度 (第2年度)	H23年度 (第3年度)		H24年度 (第4年度)	H25年度 (第5年度)
	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
町税の歳入確保		48	47	45	44
家庭ごみ収集の有料化	11	10	9	10	10
人件費の抑制	95	101	102	78	
公債費負担の軽減	3	4	4	2	2
施設管理の見直し	70	50	66	50	50
未利用財産の売却	5				

### 健全化判断比率の状況

(単位:%)

年度 健全化判断比率	H22年度 (第2年度)	H23年度 (第3年度)		H24年度 (第4年度)	H25年度 (第5年度)
	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
実質赤字比率	(15.00)	(15.00)	(15.00)		
連結実質赤字比率	(20.00)	(20.00)	(20.00)		
実質公債費比率	15.4 (25.0)	20.0 (25.0)	19.1 (25.0)	24.0	27.6
将来負担比率	323.1 (350.0)	359.2 (350.0)	334.8 (350.0)	354.5	352.7

( )内は早期健全化基準

### その他財政の早期健全化に必要な事項の措置の実施状況

#### 1.施設の維持管理体制

##### (1)おおわに山荘

平成22年4月から営業を休止。処理策の検討中(譲渡、解体撤去等)。

##### (2)スキー場

計画では平成22年度から新管理体制(指定管理者制度、町負担限度額20百万円)としているが、平成23年度は、平成22年度同様に国際エリアのみ町直営の営業となりました。結果、経費節減が図られ、入込みも順調だったことから黒字決算となりました。

#### 2.五者協定の見直し等によるOSK及び開発公社の債務処理

スキー場関連リゾート施設等の整備を行ったOSKと開発公社の債務処理を、上記のとおり実施しました。

今後、30年間に渡って三セク債の償還が控えており、これまでの取組みを継続するとともに、施設管理経費の削減や新たな財政健全化策の実施等により、三セク債の償還財源の安定確保と、減債基金の積み増しや繰上償還等によって、財政健全化計画期間の短縮を図っていくこととします。

# ご存知ですか公的年金制度



詳しくは  
町役場住民生活課  
国民年金係  
☎48-2111内線327(成田)

社会保険庁などの職員と称して、現金を詐取する、不審な電話や訪問」にご注意ください

全国各地で、「社会保険庁」や「社会保険事務所」、「日本年金機構」や「年金事務所」、「厚生労働省」などの職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号を聞くなど、不審な電話や訪問があった等というお問い合わせが寄せられています。

また、「年金関係の書類を配達できない」などと言って、運送会社を名乗り、職業や会社名などの情報を入手しようとする電話があったというお問い合わせも寄せられています。これまでに寄せられた、不審な電話や訪問のケースを「紹介いたしますので、怪しいなと感じたら、お近くの年金事務所または警察に連絡してください。」

まず、「ここに」ご注意ください

!!  
・現在、社会保険庁や社会保険事務所という組織は存在しません。(平成22年1月1日に廃止)

・公的年金の業務は、日本年金機構が全国の年金事務所で行っています。(平成22年1月1日から)

・医療給付の業務は、協会けんぽ(全国健康保険協会)で行っています。(平成20年10月から)

ケース1【青色(水色)封筒の返送確認】  
「医療費の還付金手続き・給付金返還」

「月頃に、青色(水色)の封筒を送りましたが、返送しましたか」「医療費の還付金があります」「医療費の給付金が戻るので手続きするように」などと言われ、銀行名や銀行口座番号を聞いたり、近くのATM(現金自動預け払い機)に行くように指示され、銀行口座番号などを教えたり、現金を振り込んだ。ここがポイント!!

・銀行口座番号や振込先などを電話で聞いたり、振り込みを指示することはありません。  
・平成23年度は、青色(水色)の封筒で、「ねんきん定期便」をお送りしていますが、返送をお願いするのは、「自身の年金加入記録に漏れや誤りがある場合

だけです。

ケース2【年金の手続き代行】  
「年金の手続きが済んでいないので、代わりに手続きをしてあげる。手数料が必要」などと言われ、現金を渡した。ここがポイント!!

・日本年金機構及び民間事業者( )は、手数料と称して現金をお預かりすることは行っていません(手続に手数料は不要)。代わりに手続きを行うこともありません。

ケース3【老齢福祉年金の手続き】  
「老齢福祉年金の手続きがされていない。請求期限が切れてしまつ。などと言われ、証書代金3000円、印紙代500円を請求されたので支払った。その際に領収書の発行は無かった。」

ここがポイント!!  
・年金証書等の作成代金や印紙代は不要です。請求することはありません。  
・老齢福祉年金を受給できる方は、大正5年4月1日生まれ以前

の方に限られています。

前のの方に限られています。

ケース4【国民年金保険料に関する厚生労働担当者からの電話】  
「国民年金保険料の未納があるので納付して欲しい。」と言われた。その数分後に自宅を訪問してきた者から、国民年金保険料が未納なので納めてください。」と言われ、現金を渡した。領収書を求めると、「今日は持っていない。」と言って立ち去った。

ここがポイント!!  
・厚生労働省の職員が国民年金保険料について、電話をしたり、自宅を訪問して現金を受領することはありません。  
・国民年金保険料について、電話をしたり、自宅を訪問することがあるのは、当機構及び当機構が業務委託を行っている民間事業者( )だけです。

その際、民間事業者は、当機構から業務を委託されていること、氏名と会社名を名乗ることになっています。  
また、訪問する場合は、当機構が発行した身分証明書を提示することになっていますので、身分証明書を確認してください。

さらに、自宅を訪問して国民年金保険料をお預かりする場合は、「領収証書」を発行しますので、必ず受け取ってください。

民間事業者について  
日本年金機構は、民間事業者に業務委託を行って、全国各地で「国民年金保険料に関する納付のご案内」を実施しています。その際、民間事業者は、日本年金機構から業務を委託されていること、氏名と会社名を名乗ること、訪問する場合は日本年金機構が発行した証明書を提示することになっています。(法律に基づく民間委託)  
弘前管内：日本キャピタル債権回収・日立キャピタル共同企業体

ケース5【配達先の個人情報】  
運送会社を名乗り、「年金関係の荷物を預かっているが、配達できないので、職業や会社名を教えてください。」などと言われ、

ここがポイント!!  
・日本年金機構から個人のお客様に文書をお届けする際には、職業や会社名をお聞きすることはありません。  
不審な電話や訪問があった場合は、

・できるだけ1人で対応せず、相手の名前や所属、用件を聞いて、メモを控えて家族等に相談してください。

・怪しいなと感じたら、口座番号等の個人情報や話ししたり、現金を支払ったり、振り込みをせずに、お近くの年金事務所または警察へお問い合わせください。

【平成24年度試験案内】

# 大鰐町職員採用試験の実施について

1. 募集人員

上級行政職・・・3名程度、初級行政職・・・4名程度

2. 受験資格

(1) 次に該当する者で、活字印刷文による出題に対応できる者

<区分/資格>

・上級行政職/学校教育法による大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成25年3月31日までに大学を卒業する見込みの者(町長が同等の資格があると認める者を含む。)

・初級行政職/学校教育法による高等学校(以下「高校」という。)を卒業した者又は平成25年3月31日までに高校を卒業する見込みの者(大学を卒業した者又は卒業見込みの者を除く。)

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

日本の国籍を有しない者

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する者

3. 試験日等

(1) 第1次試験(上級、初級)

試験日 平成24年11月25日(日)

試験場所 大鰐町中央公民館(大鰐町大字大鰐字前田51-8)

試験科目<種目/出題数等>

・教養試験/40題2時間

・専門試験(上級行政職のみ)/40題2時間

・職場適応性検査/120題30分

(2) 第2次試験 第1次試験合格者に詳細を通知します。

4. 受験申込手続

(1) 次の書類を総務課へ提出してください。

受験申込書

(総務課で配布又は町ホームページより印刷)

本人写真(カラー写真、縦4cm×横3cm程度)2枚  
裏面に試験職種と氏名を必ず記入し、うち1枚は受験申込書の所定欄に貼付してください。

(2) 受験申込締切日等

締切日 平成24年11月14日(水)

受付時間 午前8時30分～午後5時

土・日曜日、祝日は受験申込書の配布、受付はできません。

郵送による申込みの場合は、締切日(11月14日(水))までに到着したものに限り受付します。

5. 合格通知等 第1次試験、第2次試験の合格通知等は、後日郵送で連絡します。

6. 採用 平成25年4月1日付け条件附採用とし、6月ないし12月を良好な成績で遂行したときは正式採用とします。

7. 初任給 上級で172,200円程度、初級で140,100円程度  
申込み・問合せ 〒038-0292 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3 大鰐町役場総務課職員採用試験係 ☎0172-48-2111(内線112)

## すねからバス(駒木・駒の台線)時刻表のお知らせ

『すねからバス(駒木・駒の台線)』は、下記時刻表での運行となっていますのでお知らせします。(注意:広報10月号でお知らせした時刻表は、変更になっていきますのでご注意ください。)

詳しくは 大鰐町地域公共交通会議(町役場企画観光課) ☎48-2111内線225

大鰐校舎前(発)～前田ノ沢(着)

	1便	3便	5便	7便	9便
大鰐校舎前	6:15	7:40	11:45	15:00	16:15
虹貝	6:16	7:41	11:46	15:01	16:16
第2清川橋	6:17	7:42	11:47	15:02	16:17
大鰐中学校	6:18	7:43	11:48	15:03	16:18
鰐力ム前	6:19	7:44	11:49	15:04	16:19
大鰐温泉駅前	6:19	7:44	11:49	15:04	16:19
大鰐	6:20	7:45	11:50	15:05	16:20
大湯前	6:21	7:46	11:51	15:06	16:21
大鰐病院前	6:22	7:47	11:52	15:07	16:22
大鰐病院入口	6:22	7:47	11:52	15:07	16:22
南団地前	6:23	7:48	11:53	15:08	16:23
元長峰センター	6:25	7:50	11:55	15:10	16:25
元長峰	6:26	7:51	11:56	15:11	16:26
長峰保育所前	6:27	7:52	11:57	15:12	16:27
苦木	6:28	7:53	11:58	15:13	16:28
長峰	6:29	7:54	11:59	15:14	16:29
九十九森	6:30	7:55	12:00	15:15	16:30
大平	6:34	7:59	12:04	15:19	16:34
上九十九森	6:38	8:03	12:08	15:23	16:38
駒木西口	6:41	8:06	12:11	15:26	16:41
駒木	6:42	8:07	12:12	15:27	16:42
旧保育所前	6:43	8:08	12:13	15:28	16:43
保健福祉館	6:45	8:10	12:15	15:30	16:45
駒の台	6:45	8:10	12:15	15:30	16:45
前田ノ沢	6:47	8:12	12:17	15:32	16:47

おしり

前田ノ沢(発)～大鰐校舎前(着)

	2便	4便	6便	8便	10便
前田ノ沢	7:00	8:15	12:25	15:40	16:55
駒の台	7:02	8:17	12:27	15:42	16:57
保健福祉館	7:02	8:17	12:27	15:42	16:57
旧保育所前	7:04	8:19	12:29	15:44	16:59
駒木	7:05	8:20	12:30	15:45	17:00
駒木西口	7:06	8:21	12:31	15:46	17:01
上九十九森	7:09	8:24	12:34	15:49	17:04
大平	7:13	8:28	12:38	15:53	17:08
九十九森	7:17	8:32	12:42	15:57	17:12
長峰	7:18	8:33	12:43	15:58	17:13
苦木	7:19	8:34	12:44	15:59	17:14
長峰保育所前	7:20	8:35	12:45	16:00	17:15
元長峰	7:21	8:36	12:46	16:01	17:16
元長峰センター	7:22	8:37	12:47	16:02	17:17
南団地前	7:24	8:39	12:49	16:04	17:19
大鰐病院前	7:25	8:40	12:50	16:05	17:20
大鰐病院入口	7:25	8:40	12:50	16:05	17:20
大湯前	7:26	8:41	12:51	16:06	17:21
大鰐	7:27	8:42	12:52	16:07	17:22
大鰐温泉駅前	7:28	8:43	12:53	16:08	17:23
鰐力ム前	7:28	8:43	12:53	16:08	17:23
大鰐中学校	7:29	8:44	12:54	16:09	17:24
第2清川橋	7:30	8:45	12:55	16:10	17:25
虹貝	7:31	8:46	12:56	16:11	17:26
大鰐校舎前	7:32	8:47	12:57	16:12	17:27



# 行事予報

11月



天候等による日程の変更にご注意ください。

1日(木)~4日(日)	大鰐町文化祭【美術展】町中央公民館)
22日(木)	第27回大鰐町社会福祉大会(町総合福祉センター / 9:30~)
24日(土)	第7回アップルフェア in 鰐 come(鰐 come / 10:00~)
25日(日)	大鰐町文化祭【芸能発表会】鰐 come / 10:00~)

12月

9日(日)	クリスマスお楽しみ会(出店・遊びのコーナー・工作コーナー・ダンスステージなど / 町総合福祉センター / 10:00~13:30)
21日(金)	町立小・中学校終業式
28日(金)	仕事納め

第7回

## アップルフェア in 鰐 come

開催日 平成24年11月24日(土)  
 場所 大鰐町地域交流センター『鰐 come』

【催事】

東北町及び大鰐町農産物販売	10:00~
りんご品評会褒賞式	11:00~
芸能発表会(高瀬まみ他)	11:30~
シャモロック鍋・おにぎり等販売	12:00~
抽選会	14:00~

来場者に抽選で  
プレゼントもあるよ!!



詳しくは アップルフェア in 鰐 come 実行委員会 ☎48-3164( J A つがる弘前大鰐地区営農係)

### 「下水道PRイベント」開催

下水道への理解を深めていただくためのPRイベントを開催します。

日時	平成24年11月24日(土) 10:00~15:30
場所	鰐 come「ITルーム前ロビー」
内容	下水道パネル展示、トイレ器具展示、水洗化相談 等

詳しくは 町建設課下水道係 ☎48-2111(代)

ご来場をお待ちしています  
.....



INFORMATION

# お知らせ

## 自衛官募集案内

### 【高等工科学校生徒】

資格 平成25年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子(平成8年4月2日～平成10年4月1日生までの間に生まれた者)

受付期間

推薦受験:平成24年11月1日(木)～平成24年12月7日(金)

一般受験:平成24年11月1日(木)～平成25年1月7日(月)

試験

推薦受験:平成25年1月12日(土)～平成25年1月14日(月)までの間の指定する1日

一般受験:平成25年1月19日(土)

試験場所

推薦受験:陸上自衛隊 高等工科学校(神奈川県横須賀市御幸浜2-1)

一般受験:千歳交流センター(弘前市大字原ヶ平五丁目1番地13)

予定

処遇等 身分は特別職国家公務員(生徒)で手当(94,900円/月額・期末年2回)を支給され高等学校教育等を受け、併せて技術的な機能を有する陸曹としての専門教育、防衛基礎学や各種訓練を履修します。3学年終了時には、提携する通信制高等学校の卒業

資格を修得し、将来は防衛大学校への進学や、技術分野における陸上自衛隊の中核要員として勤務します。

お問い合わせは 〒036-8093 弘前市城東中央3丁目9-19 自衛隊青森地方協力本部弘前地域事務所 ☎27-3871 Eメール aomori.pco.hirosaki@rct.gsdf.mod.go.jp

## 不動産取得税のお知らせ

不動産取得税は、家屋の新築・増改築や土地・家屋を売買・交換・贈与などで取得した際に、一度だけ取得者に課税される税金です。納税通知書は、不動産の取得後ある程度の期間をおいて送付されますので、指定された納期限までに納付してください。

なお、住宅の新築、既存(中古)住宅の取得、又は、住宅用地を取得した場合等、一定の要件を満たした時には、申請をすることで軽減を受けられる制度があります。

### 主な軽減制度の内容

#### 【住宅の新築】

・要件:床面積50㎡(40㎡)以上240㎡以下の住宅(特例適用住宅という。)

( )内は共同住宅等で貸家の場合。床面積には車庫・物置も合算。

・軽減内容:住宅の価格から一戸(一区画)につき最高1,200万円を控除。

#### 【既存(中古)住宅の取得】

・要件:床面積50㎡以上240㎡以下の住宅、昭和57年1月1日以降の新築、取得者の居住。

床面積には車庫・物置も合算。

・軽減内容:中古住宅の価格から

住宅の新築された時期に応じた額を控除。

#### 【特例適用住宅の用に供する土地の取得】

・要件:取得した土地の上に3年以内に特例適用住宅を新築。

土地の取得前1年以内に、その土地の上に特例適用住宅を新築。

・軽減内容:次のいずれか大きい額を税額から減額。

a.45,000円 b.土地1㎡当たりの価格×住宅の床面積の2倍(200㎡が限度)×3%

その他の不動産取得税の制度については、下記までお問い合わせください。また、県税・市町村税インフォメーション(<http://www.pref.aomori.1g.jp/life/tax/top.html>)の県税の軽減制度のページにも詳しい内容を掲載しております。

詳しくは 中南地域県民局県税課課税第二課 ☎32-1131内線227

## 平成24年度排水設備工事配管工認定講習の実施案内

青森県下水道協会による「平成24年度排水設備工事配管工認定講習」が実施されます。

配管工認定講習(弘前会場) 日時 平成25年1月18日(金)10時30分から

場所 青森県武道館(弘前市大字豊田2丁目3)

講習申込期間 受付期間は平成24年11月15日(木)～12月4日(火)(土・日・祝を除く) 申込書の配布は11月15日(木)から

手続き先・問い合わせは(申込書配布・受付場所) 町役場建設課 下水道係 ☎48-2111内線447 (野呂)

準部賃金室 ☎017 - 734 - 4114、  
FAX017 - 734 - 5821 ホームページ  
http://aomori-roudoukyoku.  
jsite.mhlw.go.jp/

## 全国一斉「女性の人権 ホットライン」強化週間 について

法務省人権擁護局及び全国人  
権擁護委員連合会が全国一斉に  
相談日を設け、「女性の人権ホッ  
トライン」を通じて、女性の人権  
を巡る様々な問題についての相  
談に応じます。

日時 11月12日(月)~11月18日  
(日)までの7日間

時間 午前8時30分から午後7  
時まで 土曜日、日曜日は午前10  
時から午後5時まで ☎0570 -  
070 - 81☎(ゼロナナゼロのハート  
ライン)

内容 職場における差別、夫・親  
子・パートナーからの暴力、セク  
シャルハラスメント、ストーカー  
行為など、女性に対するあらゆる  
人権侵害についての相談に応じ  
ます。

詳しくは 青森地方法務局人  
権擁護課 ☎017 - 776 - 9024

## 11月は「労働保険適用促 進強化期間」です

労働保険の成立手続きはお済  
ですか？

労働者を一人でも雇っている  
事業主(農林水産業の一部を除  
く)は、労働保険(労災保険・雇用  
保険)に加入する義務がありま  
す。(手続きを怠った場合または指  
導したにもかかわらず、手続きに  
応じなかった場合等については、  
職権により強制適用されることが  
あります。)

◆ 労災保険・・・業務災害及び通勤災  
害により負傷等した場合、必要な  
保険給付を行います。

◆ 雇用保険・・・労働者が失業した場  
合、生活安定及び再就職促進のた  
め、必要な失業給付を行います。  
労働者の加入事件は、週の所定労  
働時間が20時間以上で、31日以上  
の雇用が見込まれる方です(季節  
労働者を除く)。

お問い合わせは

【労災保険】弘前労働基準監督署  
〒036 - 8172 弘前市大字南富田  
町5 - 1 ☎33-6411

【雇用保険】弘前公共職業安定所  
〒036 - 8502 弘前市大字南富田  
町5 - 1 ☎38 - 860☎(音声案内:  
21#)

## 司法書士に相談してくだ さい！高齢者・障害者の ための成年後見のこと、 相続・労働・借金問題のこ と

成年後見・相続・労働トラブル・  
借金問題について司法書士が無  
料で相談に応じます。

下記場所にて面談での相談に  
応じます。手話通訳者も参加い  
たしますので、お気軽にお尋ね下  
さい。

日時 平成24年11月23日(金)午  
前10時から午後4時まで(面談相  
談)

場所 アピオあおもり 2階大  
研修室1 〒030 - 0822 青森市  
中央三丁目17 - 1 ☎017 - 732 -  
1010

主催 青森県司法書士会

共催 公益社団法人成年後見セ  
ンター・リーガルサポート青森支  
部

◆ なお、相談は無料ですが具体的

◆ な手続きが必要になる場合には、別  
◆ 途費用がかかりますので相談員  
◆ にご確認下さい。また、上記日時  
◆ 以外でも青森県司法書士会総合  
◆ 相談センター(☎0120 - 940 -  
◆ 230)へご連絡いただくと、相談  
◆ のご案内やご相談内容に応じた  
◆ お近くの司法書士の紹介を行っ  
◆ ております。

◆ 詳しくは 青森県司法書士会  
◆ ☎017 - 776 - 8398 青森市長島3  
◆ - 5 - 16

## 浄化槽を正しく使いま しょう

◆ 浄化槽は、微生物の働きを利用  
◆ して汚水を浄化するため、適正な  
◆ 管理が必要です。そのため、浄化  
◆ 槽法では次のことが義務付けら  
◆ れています。

◆ 定期的な保守点検

◆ 年1回の清掃

◆ 法定検査の受検(使用開始後及  
◆ び年1回)

◆ 法定検査は、浄化槽が適正に維  
◆ 持管理され、本来の浄化機能が十  
◆ 分に発揮されているかを判定す  
◆ るもので、社団法人青森県浄化槽  
◆ 検査センター(☎017 - 726 -  
◆ 9500)が行います。

◆ また、浄化槽の使用開始時や廃  
◆ 止時、所有者の変更時などには、  
◆ 弘前環境管理事務所(☎31 -  
◆ 1900)への届出等が必要です。

◆ 詳しくは 弘前環境管理事務  
◆ 所 ☎31 - 1900

## 訂正とお詫び

◆ 広報10月号P16の津軽伝承工  
◆ 芸館の電話番号が(誤)☎53 -  
◆ 5900、(正)☎59 - 5300となりま  
◆ す。訂正して、お詫びします。

INFORMATION

# お知らせ

11月は、固定資産税(土地・家屋・償却資産)都市計画税の4期、国民健康保険税5期の納期です。

## 安全安心な住宅リフォームを促進します

住宅性能の向上を伴う改修工事を行う住宅の所有者に、補助金を交付します。

対象者 町内に住宅を所有し、その住宅に住んでいる方

補助対象住宅 一戸建ての住宅、併用住宅(住宅部分が建物全体の延べ面積の2分の1以上)

マンションなどの共同住宅(対象者の専有部分)

補助額 耐震向上の改修工事費の20%(上限60万円) 性能向上改修工事費の10%(上限20万円)

受付期間 平成24年12月25日(木)まで(先着順)

性能向上の工事例 省エネ型設備の設置、住宅内部の段差解消、和式トイレを洋式トイレに取替、ユニットバスの設置、10年以上経過した屋根又は外壁の張替等(リフォームかし保険の加入は任意)

補助対象となる改修工事など詳しくは下記までお問い合わせください。

詳しくは 町役場建設課 ☎48-2111内線443(田中)

## 平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます。)について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは 弘前税務署 ☎32-0331(代表)

## 津軽男女共同参画まつり in弘前開催のお知らせ

日時 11月18日(日) 午前11時～午後3時30分

場所 弘前市総合学習センター 弘前市末広4丁目10-1

内容 講演会「万葉集にみる古代の元気な女性たち(講師:日本古典文学研究家 桜川ちはやさん)

分科会 「介護は突然やってくる(朗読劇)

分科会 「子育て・孫育て(語り場)

出前図書貸し出し、パネル展示、癒しのアロマコーナー、スイーツデコ教室、ミニメイクレッスン、手づくり食べもの販売など。

入場料 無料(手作り教室等一部有料)

その他 無料託児あり(1歳半～就学前まで)11月15日(木)までに

## 要予約

詳しくは 青森県男女共同参画センター ☎017-732-1085

## e-Taxで納税証明書申請を!

e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して納税証明書(書面)の交付請求をしてみませんか?

お受け取り方法が選べますので、オフィスや自宅のパソコンから交付請求のデータを送信していただければ、税務署の窓口においでいただき受取することも、郵便で受取することもできます。(郵便料金は別途メールでお知らせします)

申請手数料も1税目1年度1枚370円で安価です。

新年度の各種申請手続き等(詳しくは、e-Taxホームページ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))に是非ご利用ください。

詳しくは 弘前税務署管理運営部門 ☎32-0331(自動音声案内で2を指定してください)

## 青森県最低賃金改正のお知らせ

1.青森県最低賃金が改正されます。金額等は次のとおりです。

時間額654円(平成24年10月12日から)

2.青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。

3.製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。

詳しくは 青森労働局労働基

# 1歳の誕生日

【地区・蔵館】  
成田賢正・千鶴さんの子

とうせい  
**燈正**ちゃん  
(平成23年10月30日生まれ)



お兄ちゃんたちが大好きな「とうせい」です。  
今、ひとりで立つのが楽しいです。  
龍正お兄ちゃんと煌正お兄ちゃんはボクにやさしくて、一緒に遊んでくれます。早く大きくなって、お兄ちゃん達とお外で遊びたいです。

## 戸籍の窓口

9月受付分

おくやみもうします  
亡くなった人(年齢)地区名

高橋 誠造(77歳)苦木

岩淵 キ又(85歳)蔵館2

佐々木 智子(73歳)蔵館5B

楯岡 誠治(68歳)蔵館1

原田 ちよゑ(91歳)虹貝

三浦 武男(72歳)八幡館

佐藤 兼信(70歳)鯖石



お誕生おめでとう  
お子さん(父または母)地区名

山中 絢心(女・正寿)三ツ目内

山中 彩楽(女・辰也)折紙

### 今度はシリア!?まだ続く外国通貨取引の劇場型勧誘トラブル

A社から、シリアポンドのパンフレットがB社から届いていないかと電話があり、シリアは石油等の埋蔵が確認されており将来発展する国だ。通貨価値も必ず上がる。

パンフレットが届いた人しか買えないので、当社の代わりにシリアポンドを買って欲しい。高値で買い取る」と言われた。パンフレットには、1000シリアポンド紙幣15万円とあったので、買い取ってもらえるなら、とB社から5枚購入した。

購入後、A社に買い取って欲しいと電話すると、もっと買ってもらわないと買い取れない」と言われ、さらに1枚追加した。送られた紙幣を見た娘から、だまされているのでは」と言われ不審に思った。返金してほしい。  
(70歳代女性)

暮らしの情報【消費者からの相談事例】  
【見守り新鮮情報第144号】

ひとこと助言  
パンフレットを送ってきた業者とは別の業者から、外国通貨を、高値で買い取るので代理で買ってほしいと持ちかけられる外国通貨取引に関する相談が後を絶ちません。

過去に紹介したイラクやスーダン等の事例のように、国内での両替が困難な外国通貨を、為替レートをはるかに上回る金額で購入させる手口です。最近では、事例の他にもコンゴ、イエメン、ウズベキスタン等の通貨と同様のケースがあります。

実際に買い取ってもらえることはまずありません。お金を支払ってしまうと業者と連絡が取れなくなるなどして、取り戻すのは極めて困難です。おかしいと感じたら、支払う前にお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

消費生活のご相談は

こまったときは  
悩んだときは  
消費者ホットライン  
☎0570-064-370

青森県消費生活センター  
☎0177-722-3343  
弘前相談室  
☎0177-236-4500

### 大鰐町の人口と世帯数

平成24年9月末日現在  
人口 11,138人  
前月比 (-14)  
男 5,141人  
女 5,997人  
世帯数 4,316世帯  
前月比 (+3)